

研究助成金細則

(総則)

第 1 条 学術委員会が主務する研究費助成の為、本細則を定める。

(課題の公募)

第 2 条 研究助成にかかる研究課題の公募は、本学会員を対象とし、原則として毎年行う。研究課題に応募するものは、研究課題名、研究目的、研究計画、研究を必要とする背景、2年後の研究達成目標、研究助成金の使途などを別に定める様式により記載し、学術委員会へ提出する。

(課題の選定)

第 3 条 学術委員会は応募課題から優秀なものを理事会へ推薦し、理事会が研究助成対象として決定する。

(研究代表者の役割)

第 4 条 研究代表者は、その共同研究者を選任し、研究計画とともに委員会に提出する。研究代表者は、その研究の年間中間報告を別に定める様式により学術委員会に毎年 9 月 1 日までに報告する。

(研究期間)

第 5 条 研究期間は 2 年を原則とし、研究期間の延長は 2 年(通算 4 年)を限度とする。研究は、原則として研究課題決定後の 9 月 1 日をもって開始日とし、2 年後の 8 月 31 日を終了日とする。

(研究成果の評価)

第 6 条 研究成果は、研究代表者が研究終了年の学術大会において報告する。最終報告書を研究終了年の 12 月末日までに学術委員会へ、別に定める形式で提出する。最終報告書は、学術委員会がこれを評価し、理事会の承認を得て、JASTRO ニュースレターに研究報告として掲載する。研究課題の内容を Journal of Radiation Research に投稿した場合、その投稿料を全額補助する。Acknowledgment に「This study was (partly) supported by Grant-in-aid for research on radiation oncology of JASTRO 20XX-20XX」と JASTRO 研究課題であることを明記する。JRR 以外への雑誌への投稿に関しては、peer review journal であれば、上限 \$300 まで補助する(領収書コピー必要)。Acknowledgment に JASTRO 研究課題であることを明記す

る。

研究成果を学術委員会名等で出版（自費出版を含む）する場合には、学術委員会の審議を経て理事会の承認を得るものとする。

（研究助成金の使途）

第 7 条 研究代表者は各会計年度末には別に定める様式により会計報告を行う。

（改訂）

第 8 条 本細則の改訂は学術委員会の発議を経て理事会が行う。

附則

この細則は平成 2 年 9 月 13 日より施行する。

平成 5 年 6 月 21 日一部改訂

平成 6 年 4 月 7 日一部改訂

平成 7 年 6 月 3 日一部改訂

平成 13 年 1 月 13 日一部改訂

平成 25 年 4 月 12 日一部改訂